

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月30日

金曜日

号外(30)

目次

訓令

○富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

1

訓令

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成30年3月30日

富山県知事 石井 隆 一

富山県訓令第6号

本庁
出先機関

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「部局長」の次に「等」を、「部長」の次に「並びに危機管理監」を加え、「以下」を「第13条第4項及び第5項並びに第14条第1項において」に改める。

第5条第1項中「部局長」の次に「（本庁の局長及び部長をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2に掲げる部局長専決事項のうち、消防課及び防災・危機管理課の所掌に属する事務については、危機管理監が専決をするものとする。

第12条中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の1項を加える。

4 知事の決裁を必要とする事案であつて危機管理監に回議を要するものは、全て

総合政策局長に回議しなければならない。

第13条第1項中「部局長」の次に「(消防課及び防災・危機管理課の所掌に属する事務に係るものについては、危機管理監)」を加え、同条第4項中「の部局長」の次に「等」を加え、同条第5項中「部局長」の次に「等」を加える。

第14条第1項中「部局長又は」を「部局長等又は」に改め、「当該部局長」の次に「(消防課及び防災・危機管理課相互間に係るものについては、危機管理監)」を加える。

別表第1の3の表中「工業技術センター」を「産業技術研究開発センター」に改める。

別表第2の1の表総合政策局企画調整室の項出先機関の長専決事項の欄中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同表生活環境文化部県民生活課の項部局長専決事項の欄第2号中「第4条第2項」を「第7条第1項」に、「資料の提出」を「措置命令」に改め、同欄第3号中「第6条」を「第7条第2項」に、「措置命令」を「資料の提出」に改め、同欄第4号中「第9条第1項」を「第29条第1項」に改め、同表生活環境文化部環境政策課の項部局長専決事項の欄第9号中「第5条の2第1項」を「第5条の10第1項」に改め、同欄中第39号を第40号とし、第27号から第38号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第26号中「第19条の10」の次に「において読み替えて準用する第19条の5、第19条の11」を加え、同号を同欄第27号とし、同欄中第25号を第26号とし、第18号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 廃掃法第12条の7第10項の規定による認定の取消しに関すること。

別表第2の1の表生活環境文化部環境政策課の項室課長専決事項の欄第19号中「第9条の3第4項」を「第9条の3第4項ただし書」に改め、同欄中第51号を第53号とし、第22号から第50号までを2号ずつ繰り下げ、第21号の次に次の2号を加える。

(22) 廃掃法第12条の7第1項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関すること。

(23) 廃掃法第12条の7第7項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定に関すること。

別表第2の1の表生活環境文化部環境保全課の項部局長専決事項の欄第7号中「第18条の8及び第18条の16」を「第17条の8、第18条の8、第18条の16及び第18条の26」に改め、「変更命令等」の次に「、大防法第18条の29第1項の規定による改善勧告等」を加え、「同法第14条及び第18条の11」を「大防法第14条第1項及び第3項、第17条の11、第18条の11並びに第18条の29第2項」に改め、同欄第9号中「第18条の4」の次に「及び第18条の19」を加え、同欄第21号中「第4条第2項」を「第4条第3項」に、「同条第2項」を「土染法第5条第2項」に改め、同項室課長専決事項の欄中第40号を第41号とし、第10号から第39号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 土染法第27条の2から第27条の4までの規定による承認に関すること。

別表第2の1の表厚生部厚生企画課の項部局長専決事項の欄第6号中「及び合併」を削り、同項室課長専決事項の欄第23号中「予算及び借入金の限度額」を「借入金の借入等の議決事項」に改め、同欄中第28号を第29号とし、第25号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の1号を加える。

(25) 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に関すること。

別表第2の1の表厚生部厚生企画課の項出先機関の長専決事項の欄第1号イ中「第50条第6号の3」を「第50条第6号の2」に改め、同表厚生部高齢福祉課の項部局長専決事項の欄第4号中「、指定居宅介護支援事業者」を削り、同欄第5号中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同項室課長専決事項の欄中第4号を削り、第5号を第4号とし、同欄第6号中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同号を同欄第5号とし、同欄中第7号を第6号とし、同表厚生部子ども支援課の項部局長専決事項の欄に次の1号を加える。

(10) 養子縁組あつせん事業の許可及び許可の取消し、改善命令並びに業務停止命令に関すること。

別表第2の1の表厚生部子ども支援課の項室課長専決事項の欄に次の1号を加える。

(9) 養子縁組あつせん事業の許可の更新、指導及び助言、報告の徴収及び検査並びに各種変更及び廃止の届出並びに報告の受理に関すること。

別表第2の1の表厚生部健康課の項室課長専決事項の欄に次の1号を加える。

(20) 富山県肝炎治療特別促進事業による対象患者の認定に関すること。
別表第2の1の表厚生部生活衛生課の項部局長専決事項の欄に次の5号を加える。

(19) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）による生活衛生同業組合の設立及び解散の認可並びに業務の検査に関すること。

(20) 興行場法による営業の許可の取消し及び営業の停止に関すること。

(21) 旅館業法による旅館業の許可の取消し及び旅館業の停止に関すること。

(22) 公衆浴場法による許可の取消し及び営業の停止に関すること。

(23) 住宅宿泊事業法による業務改善命令及び事業停止命令に関すること。

別表第2の1の表厚生部生活衛生課の項室課長専決事項の欄に次の5号を加える。

(23) 生衛法による生活衛生同業組合の定款の変更の認可に関すること。

(24) 生衛法による生活衛生同業組合の振興計画の認定に関すること。

(25) 住宅宿泊事業法による届出の受理に関すること。

(26) 住宅宿泊事業法による定期報告の受理に関すること。

(27) 住宅宿泊事業法による報告の徴収及び立入検査等に関すること。

別表第2の1の表商工労働部商工企画課の項出先機関の長専決事項の欄中「工業技術センター」を「産業技術研究開発センター」に改め、同表中

労働 雇用課	労働情報の報告及び調査に関すること。		
職業能 力開発 課	(1) 富山県職業能力開発協会の定款の認可及び役員任命に関すること。 (2) 職業訓練法人の設立及び解散の認可に関すること。	(1) 職業訓練手当受給資格の認定に関すること。 (2) 職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更の認可に関するこ	技術専門学院 (1) 技術専門学院（分校を除く。）の利用の承認、利用の承認の取消し及び利用の制限に関すること。

	(3) 事業主等の行う職業訓練の認定に関すること。	と。 (3) 技能検定の合格者の決定に関すること。	(2) 次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関すること。 ア 非常勤の講師 イ 職業訓練手当
--	---------------------------	------------------------------	---

を

労働政 策課	(1) 労働情報の報告及び調査に関すること。 (2) 富山県職業能力開発協会の定款の認可及び役員の任命に関すること。 (3) 職業訓練法人の設立及び解散の認可に関すること。 (4) 事業主等の行う職業訓練の認定に関すること。	(1) 職業訓練手当受給資格の認定に関すること。 (2) 職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更の認可に関すること。 (3) 技能検定の合格者の決定に関すること。	技術専門学院 (1) 技術専門学院(分校を除く。)の利用の承認、利用の承認の取消し及び利用の制限に関すること。 (2) 次に掲げる事項の支出負担行為及び支出命令に関すること。 ア 非常勤の講師 イ 職業訓練手当
-----------	---	--	---

に改め、同表農林水産部農産食品課の項部局長専決事項の欄中第12号及び第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号から第18号までを2号ずつ繰り上げ、同表農林水産部農業経営課の項部局長専決事項の欄及び同項室課長専決事項の欄中「農業災害補償法第142条の5」を「農業保険法第210条」に改め、同表土木部管理課の項出先機関の長専決事項の欄第31号中「第27条第1項」を「第27条」に改め、同表土木部河川課の項出先機関の長専決事項の欄第1号中「次に掲げる事項」を「1件500万円未満の負担金、補助及び交付金」に改め、同号中ア及びイを削り、同表土

木部都市計画課の項部局長専決事項の欄第16号中「第5条の2第1項」を「第5条の10第1項」に改め、同欄第17号中「都市公園法施行令第12条第2号」を「令第12条第2項第2号」に改め、同項室課長専決事項の欄第10号中「第12条第1号」を「第12条第2項第1号」に改める。

別表第3の(1)の表中

出納局長		次長	主務室課長	連絡課長
------	--	----	-------	------

を

出納局長		次長	主務室課長	連絡課長
危機管理監	課の所掌に属する事務	危機管理監代理	主務課長	

に改める。

別表第3の(2)の表中

薬事研究所長		次長	主務課長	総務課長
--------	--	----	------	------

を

薬事総合研究開発センター所長		次長	主務センター長	総務課長
----------------	--	----	---------	------

に、

工業技術センター所長	企画管理部の所掌に属する事務	次長	企画管理部長	主務課長
	中央研究所の所掌に属する事務	次長	中央研究所長	主務課長

を

産業技術研究開発センター所長	企画管理部の所掌に属する事務	次長	企画管理部長	主務課長
	ものづくり研究開発センターの所掌に属する事務	次長	ものづくり研究開発センター長	主務課長

に、

「工業技術センター生活工学研究所長、工業技術センター機械電子研究所長、工業技術センターものづくり研究開発センター所長	主務課長	
--	------	--

を

「産業技術研究開発センター生活工学研究所長、産業技術研究開発センター機械電子研究所長	主務課長	
--	------	--

に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の1の表生活環境文化部県民生活課の項の改正規定、同表生活環境文化部環境政策課の項部局長専決事項の欄第9号の改正規定、同項室課長専決事項の欄第19号の改正規定、同表厚生部厚生企画課の項部局長専決事項の欄の改正規定、同項室課長専決事項の欄第23号の改正規定、同項出先機関の長専決事項の欄の改正規定、同表厚生部健康課の項の改正規定、同表厚生部生活衛生課の項の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、同表農林水産部農産食品課の項の改正規定、同表土木部管理課の項の改正規定並びに同表土木部都市計画課の項の改正規定 公表の日
- (2) 別表第2の1の表厚生部生活衛生課の項部局長専決事項の欄に1号を加える

改正規定及び同項室課長専決事項の欄に2号を加える改正規定 平成30年6月
15日

(人 事 課)